

校区外通学・区域外就学の許可申請

国富町教育委員会では、管轄内の小中学校における通学区域基準を設けています。しかし様々な事情により指定校への就学ができない場合には、別表の審査基準に該当し、教育上適当であると認められるときは、町内の他の小中学校への校区外通学、町外の小中学校への区域外就学を認めています。

校区外通学、区域外就学を希望する児童生徒の保護者は、国富町教育委員会教育総務課へ許可申請を行い、許可を受けてください。

その際、希望する許可事項により必要書類が異なりますので、ご注意ください。

なお、新1年生につきましては、入学する年の1月末までに、通学区域の学校の入学通知書をお送りします。そのため、その通知書をお受け取りになられて以降の受付となります。

その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

【校区外通学・区域外就学許可申請受付・お問い合わせ先】

〒880-1192 国富町大字本庄4800番地
 国富町教育委員会 教育総務課
 電話75-9401 FAX75-9439

別表 指定校変更・区域外就学の審査基準

番号	許可事項	判断基準	必要書類等	許可期間
1	最終学年	小学6年生、中学3年生時に校区外に転居した場合。 同一学校内に弟、妹がいる場合には同様に許可できる。	町民生活課で発行された住民異動届	卒業まで 弟、妹についてはその学年末まで
2	学期途中	学期途中で校区外に転居した場合。 急な転居等で転校することにより、本人の精神面に多大な負担を与える可能性がある場合。(全学年を対象とする。)	町民生活課で発行された住民異動届	最高学年以外は、性格・友人関係面で配慮を要する場合はなければ、原則として学期末か学年末までの期限付き許可とする。
3	転居予定	住宅の新築等により、事前に転居先の学校に通学しようとする場合、または改築等により他の校区に短期間居住後、再度、もとの通学区域に転居することが明らかな場合	建築契約書写 ・賃貸借契約書写等転居予定を証明するもの	新築・改築等に要する期間
4	家庭事情（両親の共働き・出店等）	両親が共働き又は自営業で、下校時保護する者がおらず、両親の勤務先又は保護する者の校区の学校へ通学する場合。 (小学校児童のみ対象とする。)	勤務証明書 営業証明書	事由の存する期間
		家庭の事情（借金からの逃避・家庭内暴力等）により、住民票を異動できず住民地を明らかにすることが困難と認められる場合。		教育委員会が必要と認める期間
5	身体的な理由	病弱その他の身体的理由により指定学校より希望する学校のほうが通院・通学等において利便性、安全性等の面から児童・生徒の負担が軽減されると認められる場合。	医師の診断書またはそれに準ずる書類、町就学指導委員会報告書等	教育委員会が必要と認める期間
6	その他	真にやむを得ない理由で、教育委員会が特に認める場合。	教育委員会が必要と認める書類	教育委員会が必要と認める期間